

〔令和4年度福田令寿人材育成基金助成事業〕

## 社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得支援事業 募集要項（応募の手引き）

### 1 事業の目的

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、福田令寿人材育成基金により、県内の民間社会福祉事業に従事しながら、社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする職員に対して助成を行うことにより、福祉に携わる職員の専門性の向上と人材育成を支援することを目的として本事業を実施します。

### 2 助成対象事業及び助成金額等

助成の対象事業及び助成金の額等は、別表のとおりです。

### 3 応募方法等

(1) 応募期間…令和4年11月1日(火)～令和4年12月23日(金)まで

※ なお、この期間の申請に伴う助成額が予算に達しない場合、追加募集することがあります。

(2) 応募方法…応募書類を、県社協に郵送してください。

(3) 応募書類…提出する書類は、次のとおりです。

① 福田令寿人材育成基金助成金交付申請書（別記第1号様式）

② 勤務経歴（見込）証明書

③ 入学承認通知または養成校への入学を証明できる書類の写し

（通知が届き次第または令和5年2月17日(金)必着で提出のこと）

(4) 募集要項配布先…各市町村社会福祉協議会、各社会福祉施設・団体等に配布するほか、県社協 HP に掲載します。

(5) その他…同一法人から1名の申請とします。

※ 募集要項及び様式は、熊本県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。URL (<http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>)

### 4 審査方法等

(1) 審査…応募要件及び事業内容について、県社協で審査をし選考します。

(2) 交付決定…助成金の交付を決定次第、福田令寿人材育成基金助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に郵送で通知します。

### 5 事業終了後の実績報告

事業終了後、30日以内に次の書類を県社協に提出してください。

なお、事業終了とは、助成対象事業である通信課程修了後に実施される最初の国家試験の受験を指します。

① 福田令寿人材育成基金事業実績報告書（別記第4号様式）

② 社会福祉士一般養成施設・短期養成施設通信課程修了証または

精神保健福祉士一般養成施設・短期養成施設通信課程修了証の写し

③ 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験票の写し

〔問い合わせ・連絡先〕

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

ボランティアセンター 担当 江上

電話 096-324-5436 ファクシミリ 096-324-5427

メール [kvc@kumashakyo.jp](mailto:kvc@kumashakyo.jp)

(別表)

令和4年度福田令寿人材育成基金〔社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得支援事業〕

助成対象事業及び助成金額等一覧表

番号	項目	内 容	
1	助成対象事業	社会福祉士一般養成施設・ 短期養成施設 令和5年度入学の通信課程受講	精神保健福祉士一般養成施設・ 短期養成施設 令和5年度入学の通信課程受講
2	助成対象者	次のいずれにも該当する者 ア 社会福祉士及び介護福祉士法 第7条第3号、第6号、第10号 及び第11号に該当する一般養成 施設等(1年以上)または第2号、 第5号、第8号、第9号及び第1 2号に該当する短期養成施設等(6 ヶ月以上)を受講する者であるこ と。 イ 令和5年度社会福祉士通信課程 に入学し、修了後に実施される最 初の国家試験を受験すること。 ウ 現在県内の民間社会福祉事業の 職場に勤務中であり、令和4年4 月1日時点で概ね1年以上経過し ており、継続して勤務が見込まれ るもの。	次のいずれにも該当する者 ア 精神保健福祉士法 第7条第3号、第6号、第9号及 び第10号に該当する一般養成施 設等(1年以上)または第2号、第 5号、第8号及び第11号に該当 する短期養成施設等(6ヶ月以上) を受講する者であること。 イ 令和5年度精神保健福祉士通信 課程に入学し、修了後に実施され る最初の国家試験を受験するこ と。 ウ 現在県内の民間社会福祉事業の 職場に勤務中であり、令和4年4 月1日時点で概ね1年以上経過し ており、継続して勤務が見込まれ るもの。
3	助成対象経費	社会福祉士通信課程に要する次の経 費 ・授業料(教材費を含む) ・実習指導料	精神保健福祉士通信課程に要する次 の経費 ・授業料(教材費を含む) ・実習指導料
4	1人当りの 助成金額	10万円	
5	助成対象 人数	5人	